

## 新型コロナウイルス感染症の出席停止について

生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条による出席停止となります。速やかに学校へご連絡をお願い致します。

### 【留意事項】

- 1、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は『**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**』です。（学校保健安全法施行規則第19条）
- 2、出席停止期間の起点になる発症日は、受診時に医療機関にてご確認ください。発症日は「0日目」となります。
- 3、発症日の翌日から10日間経過するまではウイルスの排出が見込まれますので、不織布マスクの着用などを推奨します。
- 4、「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 5、症状が軽快した日が「症状軽快」となります。例) 朝は症状があったが、夕方に軽快した日は「症状軽快」です。

### 【出席停止期間早見表】

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快	発症	症状軽快	症状軽快後1日目				登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
発症後2日目に軽快	発症	症状あり	症状軽快	症状軽快後1日目			登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
発症後3日目に軽快	発症	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快後1日目		登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
発症後4日目に軽快	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快後1日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
発症後5日目に軽快	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快後1日目	登校可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

### 【証明書について】

登校初日に「出席許可願」（保護者が記載）を担任に提出してください。用紙は学校ホームページからダウンロードできます。